

京都市 客引き行為等の禁止等に関する条例

京都市では、「市民及び観光旅行者等にとって安心かつ安全なまちづくりの推進」、「国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成」、「悠久の歴史の中で培われてきた都市格の維持及び向上」に資することを目的とし、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を制定しています。

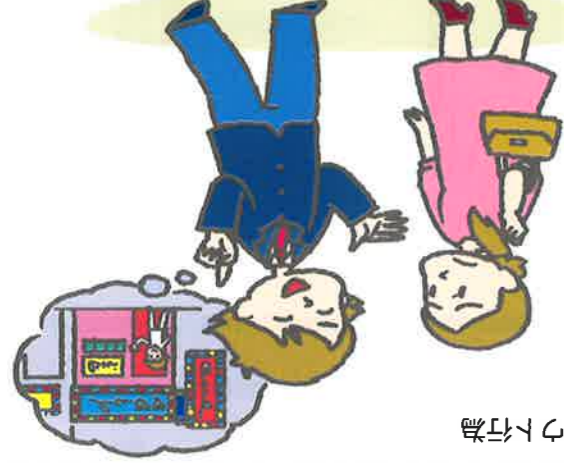
事業者の責務 市内全域において、全ての業種について、「客引き行為等」を行ったり、行わせたりすることのないよう努めなければなりません。

道路、公園その他の公共の場所において行われる次の行為のことをいいます。

客引き行為等とは

勧誘行為

役務に従事するよう特定の者を勧誘する、いわゆるスカウト行為



例えば… 通行人の中から相手方を特定し、「うちの店で働きますませんか」と声をかける行為

客引き行為

不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為



例えば… 通行人の中から相手方を特定して近寄り、メニューを差し出しながら「今からお食事はいかがですか」と誘う行為

客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘待ち行為

この条例による規制の対象とならない行為

以下の行為は、不特定の者に対するものであることから、この条例では禁止しません。

物品等の配布

ただし、交通の頻繁な道路において広告、宣伝のための印刷物等を手渡す場合は、道路交通法の規定に基づく道路使用許可を受ける必要があります。



例えば… 通行人に次々と「どうぞ」と声をかけながら店名前の入ったチラシを配布する行為

呼び込み



例えば… 相手方を特定せず、通行人全般に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」と繰り返し呼びかけるだけの行為

※ これらの行為であっても、客となるよう誘う取引や交渉に発展すれば「客引き行為」に該当します。

※ これらの勧誘方法について自主的な規制を求める事業者・地域住民相互の間の取決めや商慣習がある場合は、それらを尊重するよう努めなければなりません。

客引き行為等禁止区域の指定

- 京都市客引き行為等対策審議会の意見を聴き、市民、観光旅行者等の安心かつ安全な通行を確保するために客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域を「客引き行為等禁止区域」として指定します。
- 客引き行為等禁止区域においては、「客引き行為等」を禁止します。
- 違反者（客引き行為等を行った者だけでなく、行わせた者も含む。）に対しては、市職員が指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、違反者の氏名、住所（法人の場合は、その名称・代表者名、事務所所在地）等を公表するとともに、5万円以下の過料に処するものとします。



○ この条例の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、京都府迷惑行為防止条例等に違反する行為は、これらの法令による処罰の対象となります。

問合せ

京都市文化市民局 <ら>し安全推進課
☎ 075-222-3193

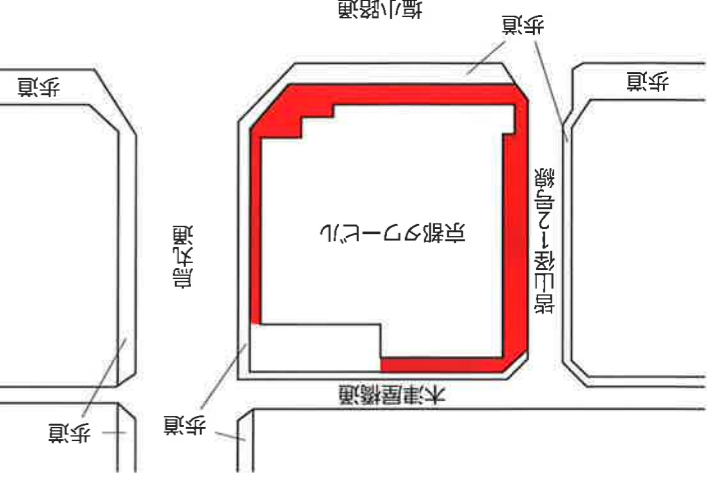
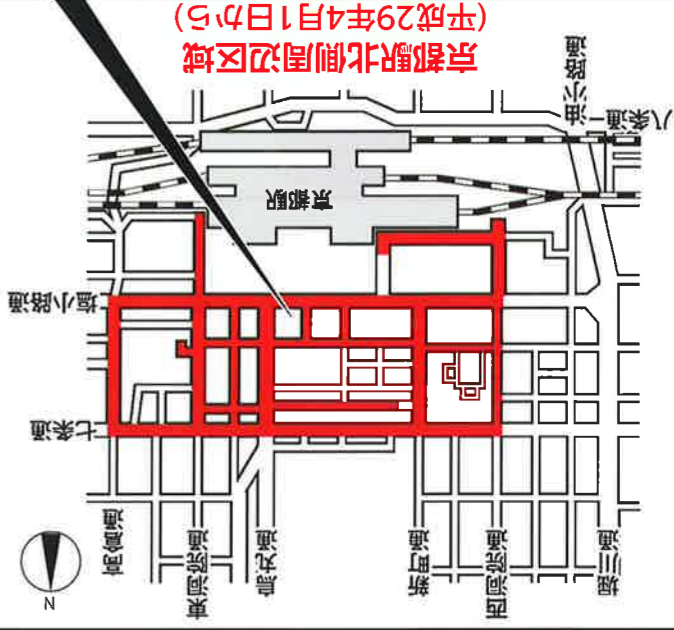
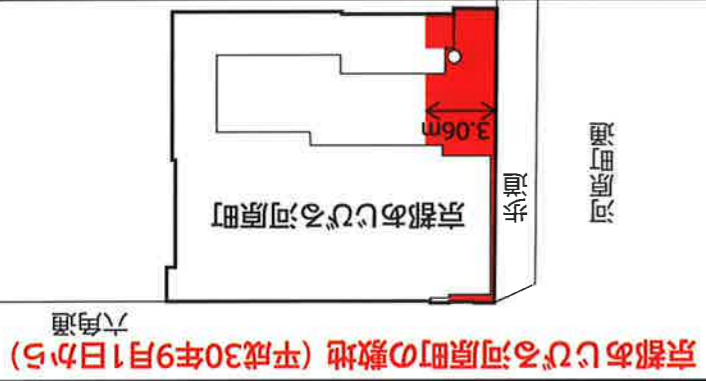


この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

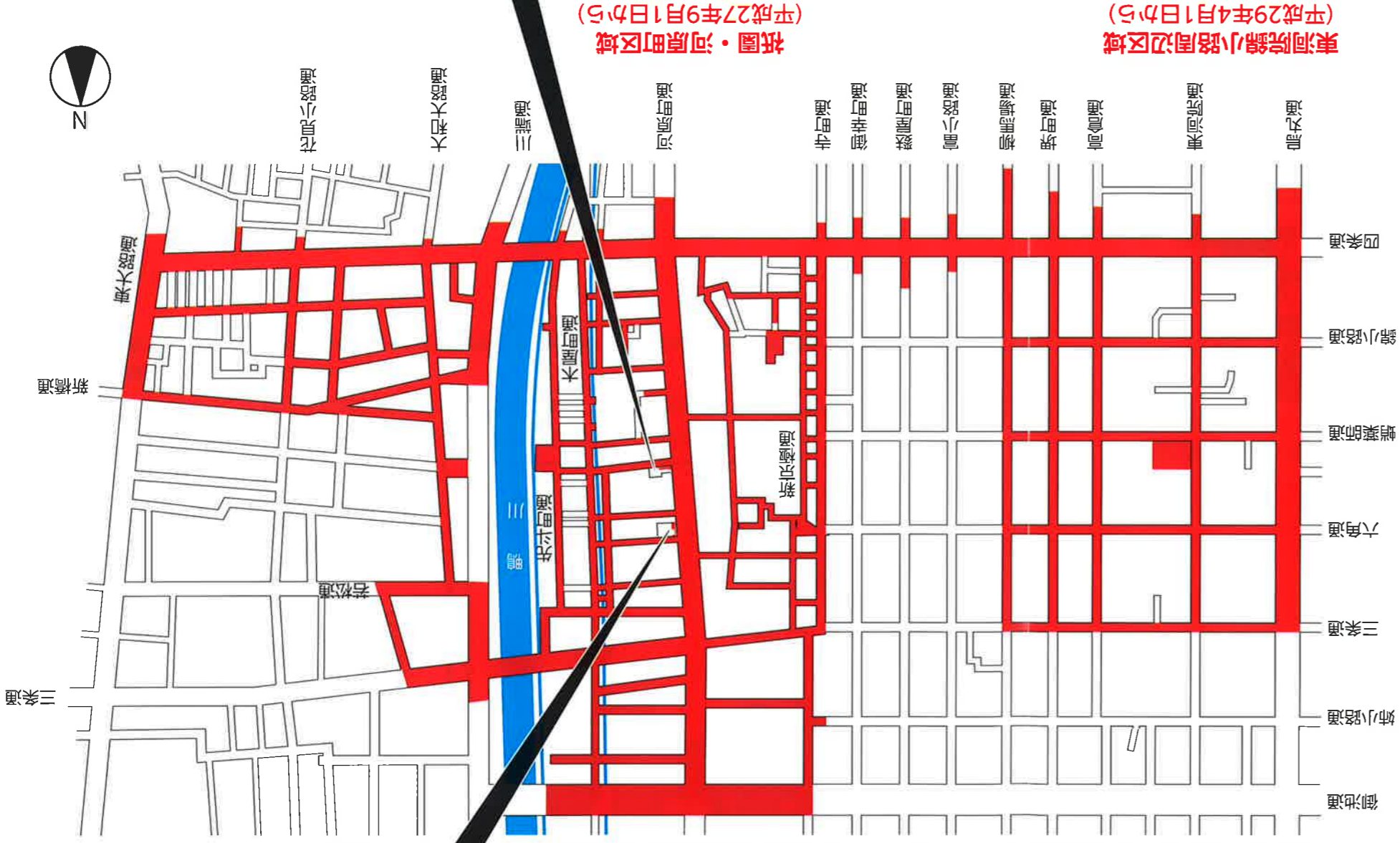


京都市客引き行為等の禁止等に関する条例 客引き行為等禁止区域について

『客引き行為等禁止区域』では、『客引き行為』『勧誘行為』『客待ち行為』『勧誘待ち行為』を禁止します。



条例により、京都市内全域で全ての業種の事業者に対し、『客引き行為等』を行ったり、行わせたりすることのないよう努めていただくこととしています。上記禁止区域以外でも、公共の場所での『客引き行為等』はやめましょう。

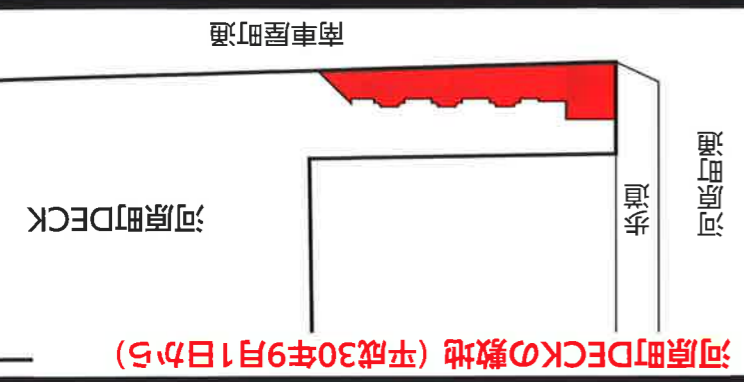


禁止区域内での『客引き行為等』には罰則があります！

● 客引き行為等を行った者に対しては、市職員が指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、『5万円以下の過料』を徴収します。

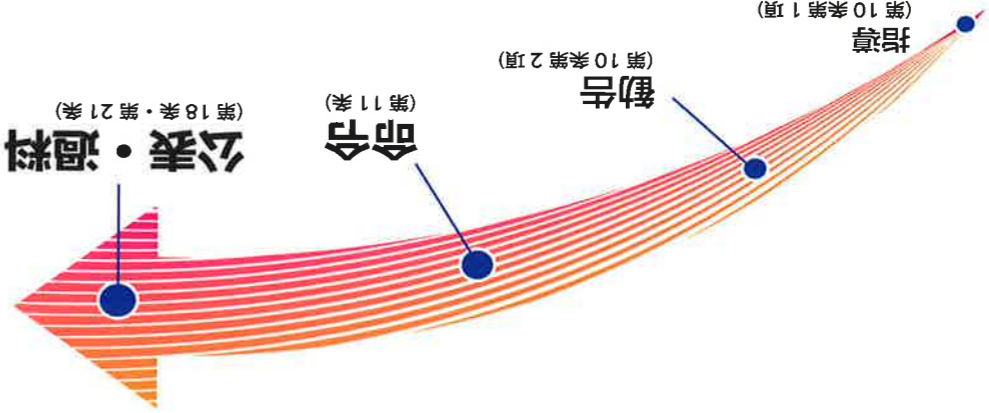


- 行った者だけでなく、客引き行為等を行わせた店舗の責任者や事業者も、指導、勧告、命令及び過料の対象となります。
- 命令に違反した場合は、過料の徴収に加えて、違反者の氏名、住所(事業者の場合は、事業者の名称、所在地)等を**公表**します。

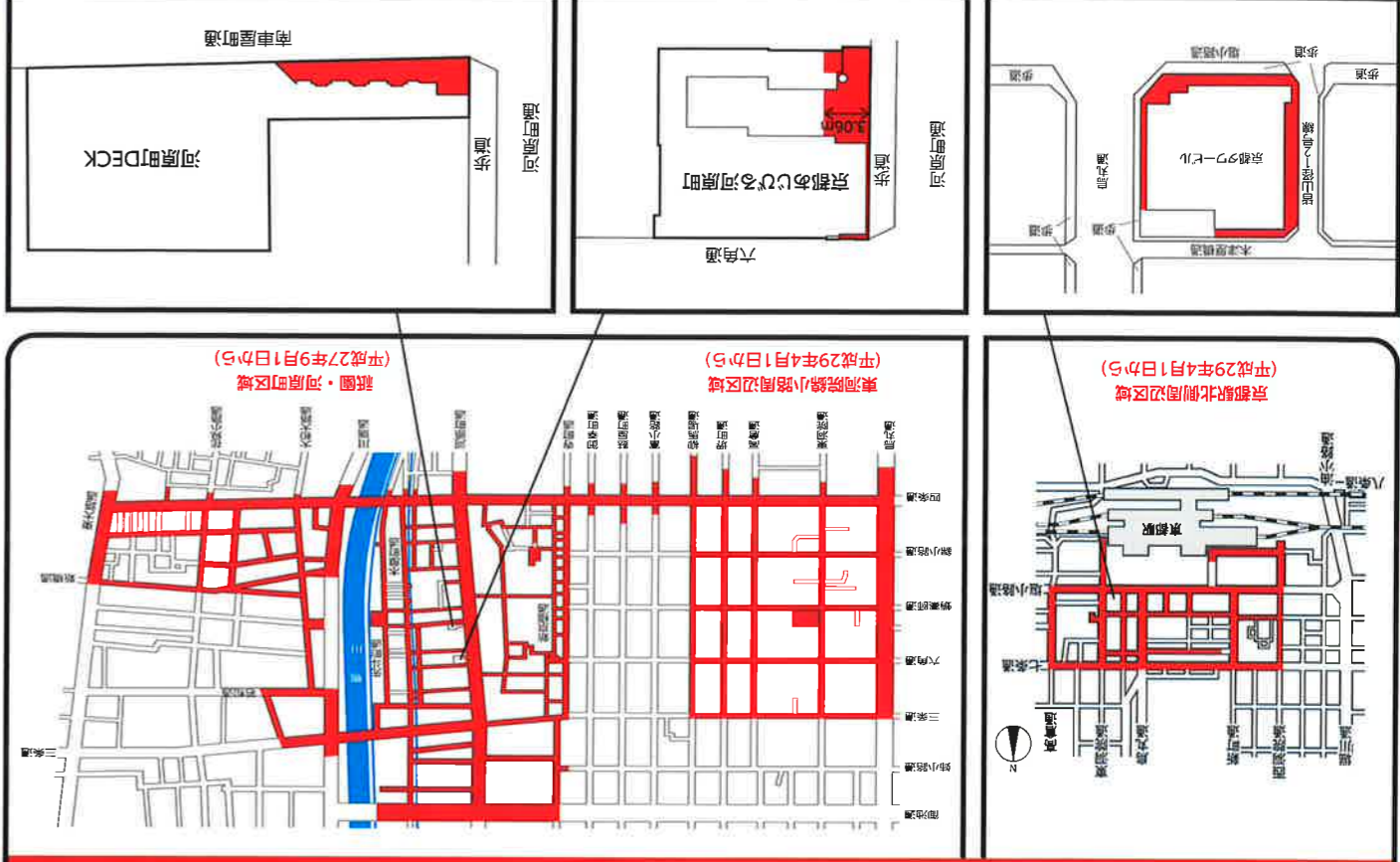


「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の概要

- ◆ 客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域を「客引き行為等禁止区域」として指定。
- ◆ 客引き行為等禁止区域においては、「客引き行為等」を行い、又は行わせてはならない。
- ◆ 違反者に対しては、指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、違反者の氏名、住所（法人の場合は、その名称・代表者名、事務所の所在地）、店舗名等を公表するとともに、5万円以下の過料に処す。



客引き行為禁止区域



「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の一部改正について！（令和2年4月1日施行）

京都市では、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づき、公共の場所における客引き行為等を禁止し、客引き行為等を行わせないようにするための取組を実施しています。

しかし、一部の悪質な客引き行為者によって客引き行為等が繰り返され、市民や観光客の皆さまの通行の妨げとなるばかりか、不安や不快感を与えている状況があります。

そこで、市民や観光客の皆さまの安心・安全と、おもてなしのまち京都の品格や風格という公益を守るため、同条例の一部を改正しました。改正した条例は、令和2年4月1日から施行されます。

条例改正の概要

1 公表の範囲の拡大

違反行為に係る店舗名のほか、本市に対する報告や本市の立入調査を拒否するなどした者の氏名等を公表することとします。

2 土地・建物の所有者・管理者等への通知

名称等を公表された店舗等に土地・建物を貸し付けている所有者や管理者に対して、公表の事実やその内容を通知することができますこととします。

3 両罰規定

法人等に対して両罰規定を適用することとします。

❶ 客引き行為等とは

道路、公園その他の公共の場所において行われる次の行為のことをいいます。

客引き行為

不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為



例えば… 通行人の中から相手方を特定して近寄り、「メニューを差し出しながら「今からお食事はいかがですか」と誘う行為

勧誘行為

役務に従事するよう特定の者を勧誘する、いわゆるスカウト行為



例えば… 通行人の中から相手方を特定し、「うちの店で働きますか」と声をかける行為

客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘待ち行為

改正ポイント ① 公表の範囲の拡大

改正後は、命令に違反した者が、違反行為に係る店舗等（客引き行為等により客を獲得しようとした店舗）を営営していない場合でも、その店舗等の名称や所在地などを公表することができるようになります。

また、本市に対する報告や本市の立入調査を拒否したり、虚偽の報告等をした者や店舗の名称を公表することができるようになります。

• 違反行為に係る店舗等

「居酒屋〇〇（店舗等の所在地）」

• 報告や立入調査を拒否した者・店舗等

「株式会社〇〇代表取締役☆☆（法人等の所在地）」

居酒屋◇◇（店舗等の所在地）」



法人としての

責任が問われます！



※ 過料とは、刑罰とは異なり、行政上の義務違反に対して科される秩序罰。

れます。

以下の過料（※）が科せられるほか、法人等に対して5万円以下の過料が科せら

つまり、改正後は、従業員が業務として命令違反をしたときは、従業員に5万円

その法人又は人についても罰する旨の規定をいいます。

法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、違反行為をした者を罰するほか、

両罰規定とは、法人の代表者や、法人・人の代理人・使用人などの従業員が、その

法人等に対して両罰規定を適用します。

両罰規定

改正ポイント ③



あなたが所有するビルのテナントである

店舗「居酒屋〇〇」が、条例第11条の規定による命令に違反したため、その店舗の名称や所在地などが公表されました。

の事実とその内容を通知することができるようになります。

公表された店舗等に対して土地・建物を貸し付けている所有者や管理者に、公表

土地・建物の所有者・管理者等への通知

改正ポイント ②